

日本券番の朝鮮定着と日本芸妓の存在方式

許 娟 姬*

目 次

Abstract

I. 序論

II. 日本券番組織の朝鮮定着

1. 朝鮮開港と芸娼妓の渡朝

2. 芸妓管理規則と関連組織

3. 料亭－置屋－券番

III. 朝鮮における日本芸妓の事柄

1. 芸妓手配と契約過程

2. 芸妓の契約方式

3. 芸妓の出身地

4. 京城駐在芸妓の事例－本木壽美光代

IV. 結論

参考文献

Abstract

일본권번의 조선정착과 일본예기의 존재방식

허연희 · 일본 오차노미즈여자대학

근대기생과 권번을 다루는 많은 논의 속에서 한국권번은 제도적으로 일본권번을 모델로 하고 있다고 전제하지만, 그 인식경로나 일본권번의 영향 등을 도출해내는 연구는 거의 진전을 보이지 않고 있다. 식민지라는 환경하에서 일본예기와 기생은 유사한 제도의 틀 속에서 동시대를 지낸 점을 감안할 때, 일본예기 및 일본권번 연구는 한국권번 연구의 범주에서 반드시 논의되어야 할 부분이다.

본 연구는 식민지조선에 일본의 예기 및 예기 사회의 기본구조라 할 수 있는 권번, 요리점, 오키야가 조선에 정착하는 과정을 살폈다. 그리고 조선에서 예기로서 활약하기 위한 일련의 과정과 계약방식 등 예기의 존재방식을 밝히고자 하였다. 이에 따라 문헌상 밝혀지지 않은 부분은 본 연구자가 실제 경성에 주재한 예기와의 인터뷰를 실시하여 문헌내용을 확인 및 보충하였다.

* 일본 오차노미즈여자대학 비교사회문화학전공 박사과정 수료

논문투고일: 2014. 7. 20. 심사일: 2014. 8. 20. 게재확정일: 2014. 9. 5.

일본예기 및 관련사업자들은 국가의 정책적 지원과 함께 특히 청일전쟁(1894-1895)과 러일전쟁(1904-1905) 시기에 집중적으로 조선으로 건너왔다. 1881년부터 전국 일본인거류지에 <貸座敷營業規則><芸娼妓取締規則><梅毒病院規則><梅毒調査規則>이 발포되어 행정적 관리가 시작되었고, 1905년 12월 당시, 미완숙된 형태이지만 권번, 오키야, 요리점 등이 이미 존재해 있었고, 예능사범과 악기관련업자도 있었다.

경성의 경우, 1899년 요정 「井門」이 개업한 이래 정세의 움직임에 민감하게 반응하며 요리점도 급증해 갔는데, 초기의 요리점은 二枚鑑札(예창기면허 둘 다 소지)가 많았고, 일본 국내와는 다르게 요리점 직속예기도 많았다. 예기의 계약기간 동안 주거생활의 공간이 되는 오키야는 1906년경 「清水亭」이 처음 등장하지만, 조선기생사회에 주류로 정착되지는 않았다. 권번은 1907년에 「中券番」「東券番」이 생겨났지만 권번기능이 미약한 수준이었고, 1910년부터 1912년에 걸쳐 실시된 초대 조선총독 테라우치의 엄중한 풍기단속아래, 1911년 본격적인 사무기능과 교육기능을 수행하는 재정비된 「京城券番」「中券番」이 설립되었다.

고급예기는 고용주가 일본국내에서 면접과 예능시험을 통해 직접 유치하며, 비교적 급이 낮은 예기는 직업알선업자를 통해 조달했다. 계약시에는 건강진단서, 신원보증서, 호적등본, 친권자의 인감증명서, 친권자의 승낙서, 차용증서, 예기업계약서가 필요한데, 실질적으로는 고용주로부터 거금을 차용하는 형태인 금전거래관계를 갖는다. 계약방식은 금액부담의 비율 및 변제방식에 따라 코가이(子育;年期養女/年期子育), 지마에(自前;衣裝自前/半自前/敷自前)로 나뉜다. 조선에서는 예기의 계약기간이 만5년 미만으로 제한되었으며, 계약만료까지 전액 갚는 것으로 계약이 종료된다. 예기가 되기 위해서는 일반적으로 오키야에서 2-3년의 견습기간을 보내는데, 예능교육을 포함하여 예기로서 필요한 전반적인 기초교육을 받는다. 오키야에서 생활하며 기예스승에게 사사를 받아 2-3년후 기예가 어느 정도 몸에 익었다고 판단되면 관할 경찰서에 등록 후 허가를 받고 예기에 입문한다. 그 후 오키야가 소속되어있는 권번의 일인이 되어, 권번의 예능교습을 받으며 예기업에 종사한다.

결과적으로 일본 예기가 조선에 건너온 배경에는 식민지개척 사업과 밀접하게 연관되어 있었고, 일본 예기사회의 기본 구도 즉 오키야, 요리점, 권번은 조선에도 정착되었다. 하지만 조선에서의 일본예기의 존재방식과 연관지어 볼 때 일본 국내와도 조선기생사회와도 다소 상이한 요소를 지닌 식민지형 정착이었다고 볼 수 있다.

주요어: 일본권번, 일본예기, 오키야

キーワード: 日本券番、日本芸妓、置屋

I. 序論

なぜ今日本芸妓なのか。朝鮮時代は徹底的な儒教社会であったこともあって、体を使うことや体を用いる技術は卑しく思われた。周知のように、音楽や舞蹈においても、宮廷や地方官所属の楽工や妓生、広大といった大抵身分の低い専門芸能集団が担ってきた。これらは植民地期になると、宮廷楽工は李王職雅楽部を中心に、妓生は券番を中心に、その

他の芸人は興行団体を結成し劇場や地方巡回公演などで活躍していた。特に、今日の韓国伝統舞踊の伝承には、植民地期の「妓生」と、妓生が所属し活躍した「券番」が大きな軸を形成している。近年に入って、妓生は文化的及び芸術的価値が再認識され始め、舞踊学を始め音楽学、女性学、文学、植民地文化といった視点から、研究は大きく進展を見せている。これまでの先行研究は、当時妓生をめぐる文化的装置を植民地政策の一環で把握しており、また近代文化を導入しはじめる時代的変化に積極的に反応した、妓生の諸相に関する議論が多い。さらに、舞踊学や音楽学での研究成果は、妓生組合や券番の設立時期および券番教育の形態、当時の新聞資料などから破片的に散らばった妓生の舞踊活動が発見されつつあり、上演形態や上演演目などもある程度研究はなされている。こういった研究成果は他の分野へ広がる起爆剤にもなった。いわば、従来接待する「女性」に焦点が置かれた負のイメージから、国の重要無形文化財の保有者へと、その芸能者としての評価が認識に変化をおこし、これら妓生を今一度取りあげ、再評価するに至ったといえよう。

しかし、これまで近代妓生を語る多くの議論の中で、韓国券番は日本券番を模範にしたと言う前提で語られるものの、その移植経路や日本券番との違いなどを語る具体的研究はほとんどなされていないのが現状である。日本券番について、「券番は歌舞伎劇場で「菜番」という慣行ができた際の名称と関わりが深い…宴会場で、お茶で侍る「茶番」、お酒で侍る「酒番」に分化し菜番に至る。この際の当番を「券番」と呼んだ。同じ発音の「欄番」は料理屋でお酒を温める役を指していた。…大正年間日本で芸妓の組合を「券番」とし、朝鮮総督府はその漢字の音を借り、「券番」時代を開いていった。」(魯棟銀:204) というように、江戸時代遊郭から発生した本来の「見番」「券番」の意味とは大きく外れている内容が繰り返して引用されていることもある。さらに、芸者においても歴史的な根拠の足りない内容やイメージ的記述もしばしばみられる。これと同様に、日本で発刊される妓生関連文献においても誤解を抱いたままの記述が多くみられる。このような現状は、芸妓と妓生が芸能というものを媒介にして生きていたこと、植民地統治の政策として類似する制度を持っていたこと、近代以前から存在していた芸妓と妓生に関する前史に関する理解が足りないことから始まることは言うまでもない。

日本の芸者が朝鮮の地に渡り、それがどのような形であろうとも、朝鮮妓生の近代的制度改編に何らかの影響を及ぼしたことは事実である。韓国伝統芸能の継承問題において欠かせない「券番」を理解するにあたって、類似する制度の枠組みの中で同時代を過ごした日本芸妓の事象も韓国券番研究の範囲で議論されるべきであろう。

そこで、本研究では、植民地朝鮮に日本の芸妓らが渡ってくる背景と、日本の芸妓社会の

構造いわゆる券番（見番・検番）や料理屋、置屋などといった組織構造がどのように定着したのかを明らかにする。さらに、朝鮮での日本芸妓の手配、契約の手続き、契約方式といった事象を取り上げ、植民地朝鮮における日本芸妓の存在方式はどうであったかを探る。

研究方法は、芸妓関連文献、当時発刊された雑誌『朝鮮及満州』と『福岡日々新聞』『門司新聞』の記事を主に用いる。補足として、植民地期に朝鮮に渡り終戦まで京城で芸妓として生活し、のち長唄師匠としても活躍していた長崎出身の本木寿美光代（2008.8.27長崎料亭「花月」で面接調査実施）とのインタビュー内容を用いる。

II. 日本券番組織の朝鮮定着

1. 朝鮮開港と芸娼妓の渡朝

1876年の<日朝修好条規(1876.2.27)>により朝鮮は、釜山（1876）元山（1879）仁川（1882）を次々と開港し、治外法権、海洋測量権、無関税貿易が決定され日本人の朝鮮進出が容易になった。釜山開港2年後、「当時釜山在住の日本人がまだ410人の頃、吉原遊郭より5人の娼妓が朝鮮に渡り、まもなく309余人」（鈴木裕子、1994:63）に及び、「1881年から1882年の間に100名以上の日本の芸・娼妓が釜山に存在した」（宋連玉、1997:7）というように、日本の芸娼妓は多く朝鮮に渡ったことはよく知られている。日清戦争を機に海外へ出稼ぎにいく芸娼妓が多くなるが、この女性らを特に‘からゆきさん’と呼ぶ。

この頃は、海外に渡航し売淫するからゆきさんが多くなっていて、1891年5月中、領事館は居留地取締規則により若干の醜業婦に退韓を命じたことがある（『福岡日々新聞』1891.9.27）。そして、博多水茶屋の料理業人サト、水茶屋芸妓エイ、博多瓦町仲居業キクエ、久留米新町の芸妓トミ等は、長崎県の料理屋の男の勧めで朝鮮仁川港において料理屋・芸妓・仲居等を営業するため、門司港より密航を計画したが、門司警察署に取り押さえられる事件も起きた。その後、博多より対州に渡り仁川へ密航する事を企てるが、再び福岡警察署に取押さえられ、彼等間に交わされた約定（長崎県の男より200円宛貸与の約束）も解約を命じられたこともある（『福岡日々新聞』1895.3.27）。以上から垣間見られるように、1890年代初めから、九州地方ではしばしば密航婦として朝鮮に渡るからゆきさんのことで地域問題となっていたことがわかる。

ところが、これまで醜業婦の海外渡航に関して、外務省は海外渡航に厳重な取締法を設けていたが、取締を解いて海外渡航を奨励する方針を取る。（『福岡日々新聞』1899.4.2、『門司新聞』1899.4.2）以降、「博多市下対馬小路の飲食店嘉七は、芸娼妓21名を引き連れ、昨日の船便で韓国京城に押し寄せた。」（『福岡日々新聞』『門司新聞』1904.9.30）そして、日本軍の占領地が広まっていくにつれ、韓国より進入しようと希望する芸娼妓が多いことを見込んで、釜山・仁川・京城で料理営業をなす日本人等は、一大遊廓を起こそうと計画し、既にその筋の認可を受けていた。居留地の一隅を区画し名義は芸妓として内地より続々娼妓又はその類の女を輸入し、公娼を営ませ検徴等も実行している。その第一回目の募集者が博多に来てすでに渡韓しており、第二回目の募集があるとの記事が出ていた（『福岡日日新聞』1904.10.5）。

外務省の方針からも分かるように、日本国の朝鮮進出にあたって、政策上芸娼妓及び関連業界の産業が必要であったのであろう。より渡航しやすくなった芸娼妓らは、新天地での設けを目指して続々と朝鮮に渡る。これらの動きは、日清戦争(1894-1895)・日露戦争(1904-1905)の時期に集中しており、初期に渡韓した芸妓の主な出身地は、博多、長崎、門司、熊本など、福岡の近辺に集中していたと推察する。

2. 芸妓管理規則と関連組織

朝鮮で芸娼妓の人口が増えるにつれ、日本政府は1881年から、日本人居留地で〈貸座敷営業規則〉〈芸娼妓取締規則〉〈梅毒病院規則〉〈梅毒検査規則〉を發布し、円満な営業と衛生を保つ具体的法令を制定した。1906-1910年にかけて、49回の規則及び改定が重ねられつつ、12箇所の日本人居留地で実施されていった（宋柄基1973、上：136、中：87-669、下：1-4）。主な内容は、営業区域の指定、許可証携帯、定期的健康診断及び診断書提出、警察許可無しには営業・外出・外泊禁止、客の名簿提出、芸妓の組合加入義務などであった。これらの内容は、日本国内の芸娼妓に実施した規則とほぼ同様である。

そして、日本外務省資料の在留邦人職業別戸口調査（日本外務省、1989（I）：537-621）内容から、1905年12月当時、日本人居留地には芸妓が計969名存在していたことがわかる。芸妓の芸能教育の携わったとみられる音曲師匠も元山、開城、大田に計4人がいて、仁川と京城には三味線直し業者も存在していた。仁川には芸妓見番が四ヶ所もあって、京城には置屋が一ヶ所存在していた。地域別に差はみられるものの、日本の花街で見られる仕組みが、日本人居留地にすでに形作られていたことが分かる。詳しくは〈表1〉で示した。

表1. 日本人居留地における芸妓及関連業者の状況

1905.12末	芸妓	酌婦	音曲師匠	三味線直し	芸妓見番	置屋	全体人口
釜山	200	191					5965
大邱	8	70					736
元山	103	41	1				3149
仁川	258			3	4戸		12919
水源		3					139
京城	173	118		1		1戸	7969
龍山	5	12					1031
開城	30	48	1				511
榮登浦		8					581
鳥致院		2					178
大田	6		2				646
木浦	18	37					194
慎南浦	46	39			1戸		2917
兼二浦	7	75					
龍岩浦	10	151					472
義州	7	30					168
馬山	17	10					564
旧馬山	8	22					507
群山	22	30					2319
平壤	51	49					

(日本外務省1989(I):537-621参照、許娼姫作成)

3. 料亭－置屋－券番

日本の花街は、芸舞妓が身を置き生活する置屋、芸舞妓が商売として主に芸を披露するお茶屋及料亭で構成される。同時に、芸妓組合、置屋組合、料理屋組合がそれぞれ組織されていて、一つの花街を成している。そして、全体的管理形態の役割をする事務所が券番である。日本は芸妓/芸子/芸者、舞妓/半玉、置屋/屋形、見番/検番/券番というように、地域によって異なる用字を使っているが、本論文では地域的な意味は含まず、芸妓、置

屋、券番を代表的に使うことにする。

『朝鮮及満州』1921年11月号には、京城花柳界の変遷が詳しく掲載されている。京城で初めてできた日本料亭は、明治32年（1899年）開業した「井門」（のち松翠楼に変わる）である。それ以来料亭らしきものが続々できたが、「井門」以外は小料理屋程度の貧弱なものであった。しかし日露戦争（1904-1905）と相まって、「花月」、「白水」、「有明楼」、「清華亭」、「一日園」、「松葉亭」などといった料理屋が一躍看板を挙げ、明治39年（1906年）頃には十数軒に達していた。芸妓置屋は、料亭井門ができてから7年遅れる1906年頃、「清水亭」が初めて京城に現れる（『朝鮮及満州』1921年11月:117）。

当時の料亭は、どこも芸妓以外に二枚鑑札の芸妓と酌婦が抱えられていて、多い家は18-19人、少ない家は、4-5人を抱えていた。花月は最も抱え妓が多く、最古の料亭井門と相対していた。好色で有名な伊藤博文が朝鮮統監として1904年から京城に赴任していて、花月や千代本で官僚と派手な芸妓遊びをしていた結果、花柳界の景気は一躍良くなり、1907年頃は、芸妓が70人近く料亭の数も40軒に増加した。景気が良くなるにつれ、芸妓の数も増えていったが、依然芸妓らは内芸妓として各料亭に抱えられ、「清水亭」のみが純粋な芸妓置屋として数名の芸妓を抱えていた。この頃は、殆ど毎日のように新しく内地から輸入されてきた芸妓が披露目をするという状態であった。1909年頃、花月の抱え妓が「千歳」という料亭を開業し、菊水の抱え妓が「きく毛」を開業するなど、抱え芸妓は料亭から脱退し自らの料亭を開業する事も多かった。これに続いて、清水亭にならって、「玉家」の他に純粋な芸妓置屋がポツポツと起きてきたのである。

券番も1907年からはできていて、中券番、東券番の二つがあった。中券番は、井門、花月、有明楼といった一流料亭に属し、東券番はその他の二三流の料亭に附随し、それらの間には芸妓の品位が区別されていた。一応名のみ券番で、券番事務を掌ることはなく、料亭芸妓の等級差別を表す冠詞として使用されるに過ぎなかったという。

一流所の料亭芸妓は自然的に東券番に属する二三流料亭芸妓を蔑視する風潮があり、それが原因で、1911年一日園の主人の主謀で完全な券番制度設置の運動が起きた。日頃中券番に対して反感を持っていた料亭や置屋がその主張に賛同し、当時十数軒の芸妓置屋が券番設置運動を援助した結果、1911年、従来の「東券番」の名を変え「京城券番」設立した。中券番もこれに対応する一手段として、新設した京城券番の方式に倣い、組織その他を改良し完全な「中券番」を設立した。これが京城花柳界における本格的な日本券番の始まりといえる。

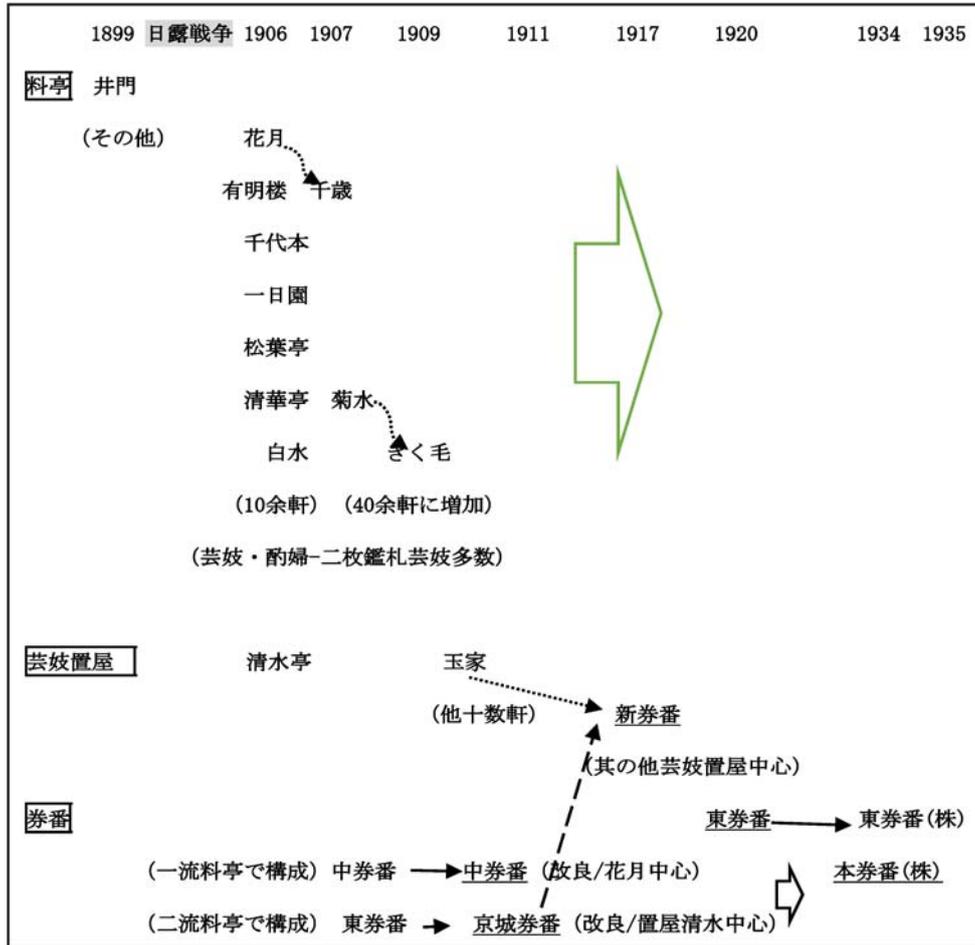


図1. 京城における日本の料亭－置屋－券番の定着過程

一方、明治44年（1911年）頃、料亭「食道楽」が開業したが、料亭が抱える内芸妓を置かず、食事専門の料亭として看板を挙げ、客の人気を博し大繁盛した。ちょうどこの頃花柳界の一部では内芸妓酌婦制度廃止の声が上がり、順次に抱え芸妓を廃止するようになり、置屋が増える環境になった（『朝鮮及満州』1921年11月:118）。

朝鮮統監府時期（1906-1909）までは大繁盛した花柳界は、明治43年（1910年）から大正元年（1912年）にかけて再整備されることになったのである。初代総督寺内は厳重な風紀取り締まりを実施する。この時期、朝鮮妓生も同様に整備され妓生組合が発足される。寺内は憲兵刑事を通して料理屋遊びの人名を一々調べるなどして、役人の料亭通いは激減した。続いて明治天皇の死去により花柳界は大不況を迎え、数十軒あった料亭も16軒に

減った。しかし、植民地施政五周年を記念する「朝鮮物産共進会」（1915）を機に、朝鮮は植民地開発のため、大勢の実業家らが続々朝鮮に渡ってくるにつれ、再び花柳界の需要は拡大される。それで、これまでの中券番、京城券番に加え、大正6年（1917）には新券番が創立し、三券番の時代を迎える。最も古い中券番は料亭花月系を中心とし、京城券番は置屋の元祖清水を主として構成され、新券番は料亭から脱退した芸妓らを中心とした芸妓置屋で構成された。さらに、大正9年（1920年）年新設した「東券番」は、開設当時数人の芸妓にすぎなかったが、二年も経たない内に96人達し、料亭の数も約20軒を上回るほどになった（『朝鮮及満州』1921年11月:119）。

その後、券番の名は変わったが1940年まで、京城2箇所（本券番、東券番）、地方5箇所（平壤券番、大邱券番、釜山券番、咸興券番、大田の本券番）が存在していたことが確認できる（中村資郎:1940）。上記の内容を踏まえて、料亭－置屋－券番の定着過程を<図1>に示した。

Ⅲ. 朝鮮における日本芸妓の事柄

1. 芸妓手配と契約過程

どのような手順を経て朝鮮の地で芸妓になれるのか。まず、芸娼妓は雇用主となる抱主が直接日本に出かけて調達してくるという。安物の芸妓や酌婦は職業斡旋の口入屋から調達する場合が多い（『朝鮮及満州』1914年12月:101）。

芸妓なら三味線の弾き具合や音声の調子を見せる一応試験のような課程を設け、雇い主からの資格の点検を受ける。一度で合格する者は腕達者で売れっ子のレッテルが貼られるが、そうでないものは少ない前借金で契約するか、何度かの試験を重ねるのが一般的であるという（『朝鮮及満州』1914年12月:103）。植民地という特殊な環境とはいえ、芸妓としての品の基準はやはり芸であることが分かる。

契約時に必要な証明証としては、医師による健康診断書、身元証書、戸籍謄本、親権者の印鑑証明書、親権者の承諾書、金員借用証書、芸娼妓稼業契約書が要る。このうち、親権者の承諾書、金員借用証書、芸娼妓稼業契約書の3件は、雇主が厳重に保管し、普通の人が見ることはできないという（『朝鮮及満州』1914年12月:103）。さらに、親権者の承諾書、金員借用証書、芸娼妓稼業契約書の見本が載っているので、契約の具体的な内容が把握できる（『朝鮮及満州』1914年12月:104）。

日本の芸妓は、前借金を抱え主に借り、契約の間その全額及び利子をつけて返済する形をとっているため、すべての芸妓は抱え主と金銭貸し借りの関係を結ぶ。その返済方法を具体的に提示しているものが、芸娼妓稼業契約書である。

〈芸娼妓稼業契約書〉は全15条で成り立っている。この見本では、甲乙の関係を明記し、契約期間や前借金の金額、利子の割合、返済期間の超えた場合の条件付き対応方式、違反時の対応など、専ら金銭返済に関する内容が主流となっている。

2. 芸妓の契約方式

芸妓の契約方式は、大きく「子育（こがい）」と「自前（じまえ）」の二種類がある。子育は契約期間の中、戸籍を雇主に移す「年期養女」と戸籍を雇い主に移さない「年期子育」にさらに分けられる。いずれも契約期間内の芸妓の生活全般にかかるすべての費用は抱え主が負担する。もちろん、その間かかった費用はすべて返済額に含まれることと理解される。自前は、さらに、「衣装自前」、「半自前」、「敷自前」の三種類に分けられる。「衣装自前」は稼ぎ業上の衣装代のみ本人負担し、その他一切の費用は抱え主の負担とし、収入は半々に分ける。「半自前」は相場以上の金額で貸し借りをする場合、4対6、5対5というように、契約時の相談により決まる。「敷自前」は、稼ぎ業の一切の必需品は本人が負担し、部屋代と食事は抱え主が負担する。収入は半自前同様に契約時の相談で決まる。但し、京城では芸妓の契約年期が満5年未満と制限されていた（『朝鮮及満州』1914年12月:105）。これに対して、妓生は自前が主流であり、置屋組織が一般的でないため、日本芸妓のような金銭貸し借り契約や妓生契約書などは結ばないことが、大きな違いといえよう。

このような契約が終わり、抱え主の家に入居すると、芸娼妓稼業願を警察署に出し、一定の取り調べが行われる。3、4日後に、芸娼妓取締規則内務省令第4号によって、警察署から営業鑑札が下がり、営業者としての資格を得るのである（『朝鮮及満州』1914年12月:106）。妓生の場合も必要な書類を揃え警察署から認可を得るという手続きは、日本芸妓の場合と同様である。

3. 芸妓の出身地

芸娼妓らはやはり朝鮮第一の都市京城に集中していた。彼女らの出身地はどうであったのか。「京城芸妓の流行児」と紹介された記事では、広島、熊本、福岡、東京、兵庫、愛知な

どが主な出身地とされている(『朝鮮及満州』1914年1月:149)。1922年頃京城で活躍していた東券番所属の芸妓の出身を見ると、大阪66名、東京46名、福岡25名、兵庫・長崎が18名、山口17名、京都11名、神奈川7名であり、其他は一人も見当たらない。一方、娼妓は、長崎84名、福岡56名、東京26名、山口24名、大阪23名、兵庫16名、京都8名、其他神奈川、新潟、山形、滋賀、長野は2-3名から5-6名順が出ている(『満州及朝鮮』1922年4月:116)。

特に大阪、広島、長崎が多くあげられているが、それは需要者になる男らが関西、九州が多いため、その地方のものが歓迎されることと、東京出身芸妓は芸や手腕は確かに達人であるが、粋な客が少なく植民地という土地には適して無いことが理由として述べられている。いわば色気たっぷり自由奔放な気質の大阪辺出身と、濃厚な浮気稼ぎが目立つ九州出身が主流を成していたという(『朝鮮及満州』1914年12月:101)。しかし、本木寿美光代が滞在していた1930年代頃になると、九州や大阪からという認識は薄くなり、出身地の意味がないほど日本各地から渡ってきたという(本木寿美光代 面接調査、2008)。

4. 朝鮮に滞在した芸妓の事例－本木寿美光代

拙者は、実際朝鮮に渡り終戦まで京城で生活した本木寿美光代氏とインタビューし、当時京城の花街の全般について貴重な話を聞くことができた(2008年8月27日、長崎料亭「花月」にて面接調査)。本名は吉村ミツノ、大正4年生(1915年)である。現在、長崎検番の芸妓と一般人向けに小唄・三味線を指導している。

本木寿美光代は17歳(1932年頃)に朝鮮に渡り、終戦まで滞在していた。貧しい家庭で生まれ、いくらかの資金を借り(芸妓契約による借金)、朝鮮行きの芸妓となった。仕込先は郡山の置屋で身を置き、三味線、歌類、踊り、鳴物といった芸能教育を含め、芸者になるための基礎教育を仕込まれた。人の素質によって異なるが、仕込み期間は2から3年が一般的で、いくつか芸が身についたと判断されると、お披露目をし、芸妓になるという。この際、妓生のように資格試験などはなかったという。それからようやく券番の一人となり、更なる妓芸向上は券番を中心に行われたと言う。この時から芸妓として働き、仕込み時期から掛かった費用、いわゆる前借金を全額返すことで、芸妓を辞めることもできる。その後芸妓業を続けるかどうかは、本人の意思によるという。

当時朝鮮には遊芸師匠も大勢住んでいて、中には日本から短期で教えに来る先生もいた。券番は稽古日が決まってあって先生が券番に来て教える形であった。彼女は郡山で芸妓をしている時代に、京城から定期的に来ていた長唄師匠の内弟子になると決め、芸妓業は辞め

る。その後、活動基盤を京城に移し、厳しい修行を受け、約1年で長唄師範になる。彼女の師匠は、京城の新町券番の師匠でもあったので、券番にお供することも多かったという。杵屋流の二番手と言われた師匠は、京城のみならず各地方の日本券番に定期的に教えていて、彼女自身も、京城、仁川、大田などで教えていた。郡山での芸妓の頃、朝鮮の妓生と芸妓と一緒に宴会に呼ばれたことはしばしばあって、それほど珍しいことではなかったという。

さらに戦時で社会が慌ただしくなってくる1942年以降は、妓生らと一緒にもらばら兵隊の慰問公演に行ったという。芸妓と妓生は出演する場を共有する場面が多いものの、互いの舞踊を習ったり作品に取り入れたりすることは無かったようである。一方で妓生は日本人客のため、簡単な唄や三味線などは教育されていた。

これまでの内容を踏まえ、朝鮮妓生の場合と比較すれば、券番仕組みの全体的構造は<図2>のように整理できる。

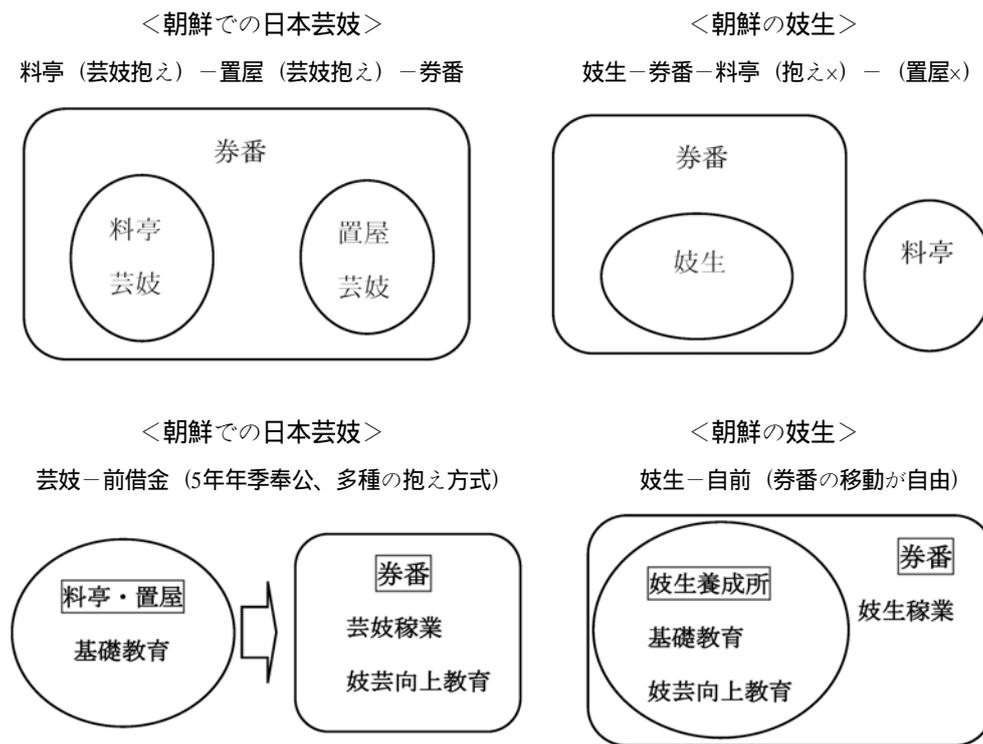


図2. 植民地朝鮮における日朝券番組織の比較

IV. 結論

日本芸妓が朝鮮の地に渡ってくる背景には、日本国の朝鮮進出上、政策的支援が大きく作用したといえる。これらの動きは、日清戦争(1894-1895)・日露戦争(1904-1905)の時期に集中しており、初期に渡韓した芸妓の主な出身地は九州近辺に集中していたとみられる。朝鮮で芸娼妓の人口が増えるにつれ、円満な営業と衛生を保つため、日本政府は1881年から、日本人居留地で<貸座敷営業規則><芸娼妓取締規則><黴毒病院規則><黴毒検査規則>を發布した。主な内容は、営業区域の指定、許可証携帯、定期的健康診断及び診断書提出、警察許可無しには営業・外出・外泊禁止、客の名簿提出、芸妓の組合加入義務などであった。これは日本国内の芸娼妓に実施した規則とほぼ同様であった。その結果、1905年12月当時、日本人居留地には完全ではないにしろ、芸妓社会の仕組みといえる芸妓見番や置屋がすでに形作られていた。

日本の花街は大きく、芸舞妓が所属し生活する置屋、芸舞妓が商売として主に芸を披露するお茶屋及料亭、置屋—料理屋—芸妓を一つに管理する券番で構成される。京城の場合、明治32年(1899年)料亭「井門」が開業してから、日露戦争(1904-1905)と相まって官僚らの芸妓遊びも拍車をかけ、明治39年(1906年)頃には十数軒に、1907年頃は料亭の数も40軒に増加した。当時の料亭は二枚鑑札の芸妓が多く、料亭が直接内芸者抱える場合が多かった。

純粋な芸妓のみを抱える置屋は、1906年頃「清水亭」が初めて京城に現れた。1909年頃から、料亭抱え芸妓が自らの料亭を開業する事も多くなり、一部では内芸妓酌婦制度廃止の声が上がった。順次に抱え芸妓は廃止に、置屋は増える環境となり、1911年には11軒の芸妓置屋ができていた。

券番は、1907年に「中券番」、「東券番」の二つができた。「中券番」は一流料亭が属し、「東券番」は二三流の料亭が属していた。しかし、券番事務を掌ることはなく、料亭芸妓の等級差別を表す程度のものであった。この蔑視風潮が原因で、1911年、完全な券番制度設置の運動が起き、従来の「東券番」は名を変え「京城券番」を新設した。「中券番」もこれに対応し、正式な券番組織に改良した完全なる「中券番」を設立した。これが京城における本格的な日本券番の始まりといえる。

初代総督寺内は厳重な風紀取り締まりにより、1910年から1912年にかけて再整備されることになったが、この時期、朝鮮妓生も同様に整備され「妓生組合」が発足される。さ

らに、「朝鮮物産共進会」（1915年）を機に、植民地開発のため、大勢の実業家らが続々朝鮮に渡ってくるにつれ、花柳界の需要はより拡大された。それで、1917年には料亭を脱退した芸妓で構成される「新券番」が、1920年には「東券番」が開設され、大規模に成長した。その後、券番の名は変わったが1940年当時日本券番は、少なくとも京城2箇所（本券番、東券番）、地方5箇所（平壤券番、大邱券番、釜山券番、咸興券番、大田の本券番）が存在していた。

芸妓手配の方法は、安物の芸妓は職業斡旋業者から調達するが、出来のよい芸妓がほしい場合は抱主が直接日本に出向いて面接及芸能を試してから連れてくる。契約時に必要な証明証としては、健康診断書、身元証書、戸籍謄本、親権者の印鑑証明書、親権者の承諾書、金員借用証書、芸娼妓稼業契約書が要る。日本の芸妓は、前借金を抱え主に借り、契約の間その全額及び利子をつけて返済する形をとっているため、すべての芸妓は抱え主と金銭貸し借りの関係を結ぶ。

芸妓の契約方式は、「子育」と「自前」に分けられる。子育は契約期間中、戸籍を雇主に移す「年期養女」と、そうでない「年期子育」に分かれるが、いずれも契約期間内の芸妓の生活全般にかかるすべての費用は抱主が負担し、契約期間の間すべて返済する形である。自前は、抱主と本人の自己負担との比率で「衣装自前」、「半自前」、「敷自前」の三種類に分けられる。そして、朝鮮では芸妓の契約年期が満5年未満と制限されていた。妓生は置屋がないため、契約などはなく自前が主流であったことが対照的である。

朝鮮での芸妓は一般的に置屋で仕込み時期を送る。芸能教育を含め、芸者になるための基礎教育を受け、2-3年後芸が身についたと判断されると、契約を結び芸妓になる。この際、妓生のように資格試験などはなかった。それからようやく券番の一人となり、更なる妓芸向上は決まっている稽古日に券番で技芸教育を受ける。芸妓は契約期間内に仕込み時期から掛かった費用及び前借金を全額返すことで、芸妓を辞めることができる。その後続けるかどうかは、本人の意思による。

これまで、日本券番と関連組織が朝鮮に定着する過程と、日本の芸妓の存在方式を探ったが、植民地という環境の影響で日本国内との違いも見られた。さらに、日本券番を見本に朝鮮券番が作られたものの、その組織の違いや芸妓と妓生の在り方には大きな違いも発見できた。今後は、券番での教育課程、そして舞台活動を比較研究することで、券番移植の意義と韓国独自の伝統芸能教育の価値が浮かび上がると期待し、研究を続けていきたい。

参考文献

- 『朝鮮及滿州』1914年1月、第78号、朝鮮雜誌社；114-149、京城。
- 『朝鮮及滿州』1914年12月、第89号、朝鮮雜誌社；100-106、京城。
- 『朝鮮及滿州』1916年1月、第102号、朝鮮雜誌社；147-151、京城。
- 『朝鮮及滿州』1917年1月、第115号、朝鮮雜誌社；142 143、京城。
- 『朝鮮及滿州』1921年11月、第168号、朝鮮雜誌社；117 121、京城。
- 『朝鮮及滿州』1922年4月、第173号、朝鮮雜誌社；116、京城。
- 『福岡日々新聞』、福岡日々新聞社、福岡 (1891.9.27/1895.3.27/1904.10.5/1904.10.11)。
- 『門司新聞』、門司新聞社、門司 (1904.9.30)。
- 鈴木裕子 (1994)、フェミニズムと朝鮮、明石書店、東京。
- 中村資郎 (1940)、朝鮮銀行会社組合要録、東亜經濟時報社、京城。
- 日本外務省 (1989)、韓国警察史(外務省警察史韓国之部) (I)、高麗書林、ソウル。
- 宋炳基 (1973)、統監府法令資料集 (上) (中) (下)、韓国国会図書館、ソウル。
- 宋連玉 (1997)、“日帝植民地化と公娼制導入”ソウル大学修士論文。
- 魯棟銀 (2001)、魯棟銀の二回目の音楽ボックス、韓国學術情報、コヤン。